

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	後期高齢者医療保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、後期高齢者医療保険関係事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

公表日

令和8年10月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険関係事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り対象者の資格管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認
③システムの名称	後期高齢者医療システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者宛名情報ファイル 後期高齢者特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第1項、第19条第8号、別表第85の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」第2条の表115の項、第117条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div>＜選択肢＞</div> <div>1) 実施する</div> <div>2) 実施しない</div> <div>3) 未定</div> <div>[実施する]</div>
②法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第1項、第19条第8号、別表第85の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」第2条の表115の項、第117条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保険年金課保険年金係
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行政経営部行政経営課総務係 0289-63-2138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部保険年金課保険年金係 0289-63-2125
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<div>判断の根拠</div>	②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人が介する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 システムに入力する際は、2人で内容を確認し、申請書は鍵付きのキャビネットで保管している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	<div> ☐ 十分に行っている ☐ </div> <div> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div>	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	<div> ☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ </div> <div> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div>	
当該対策は十分か【再掲】	<div> ☐ 十分である ☐ </div> <div> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div>	
判断の根拠	アクセス権限のある職員のみアクセスできるように制御されている。また、アクセス権限について人事異動等があった際は、広域連合と連携をとりすみやかに権限の発効・失効をおこなっている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月10日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 駒場 睦司	保険年金課長 川田 謙	事後	
平成29年7月10日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成26年1月1日 時点	平成29年7月10日 時点	事後	
平成29年7月10日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年1月1日 時点	平成29年7月10日 時点	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第1項、別表第一 第59項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第1項、別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」第46条	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条7号、別表第二の80の項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条7号、別表第二の82の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条7号、別表第二の83の項	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	保険年金課長 川田 謙	保険年金課長	事後	
平成31年3月22日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月10日 時点	平成31年2月26日 時点	事後	
平成31年3月22日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月10日 時点	平成31年2月26日 時点	事後	
平成31年3月22日	IVリスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	
令和2年7月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②部署	市民部保険年金課保険給付係	市民部保険年金課医療保健係	事後	
令和2年7月30日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和2年7月30日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民部保険年金課保険給付係 0289-63-2166	市民部保険年金課医療保健係 0289-63-2246	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月26日 時点	令和2年7月15日 時点	事後	
令和2年7月30日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月26日 時点	令和2年7月15日 時点	事後	
令和3年10月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条7号、別表第二の82の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条7号、別表第二の83の項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条8号、別表第二の82の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条8号、別表第二の83の項	事後	
令和3年10月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部署	市民部保険年金課医療保健係 0289-63-2246	保健福祉部保険年金課医療保健係 0289-63-2166	事後	
令和3年10月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和3年10月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民部保険年金課医療保健係 0289-63-2246	保健福祉部保険年金課医療保健係 0289-63-2166	事後	
令和3年10月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和2年7月15日 時点	令和3年10月15日 時点	事後	
令和3年10月15日	Ⅱ しきい値判断小目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月15日 時点	令和3年10月15日 時点	事後	
令和5年11月16日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②部署	保険福祉部保険年金課医療保健係	保険福祉部保険年金課保険年金係	事後	
令和5年11月16日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保険福祉部保険年金課医療保健係 0289-63-2246	保険福祉部保険年金課保険年金係 0289-63-2125	事後	
令和5年11月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和3年10月15日 時点	令和5年11月16日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月16日	Ⅱ しきい値判断小目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月15日 時点	令和5年11月16日 時点	事後	
令和6年11月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和5年11月16日 時点	令和6年11月22日時点	事後	
令和6年11月22日	Ⅱ しきい値判断小目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月16日 時点	令和6年11月22日時点	事後	
令和6年11月22日	Ⅳ 8人手を介在させる作業	-	<p>十分である</p> <p>②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人が介する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。システムに入力する際は、2人で内容を確認し、申請書は鍵付きのキャビネットで保管している。</p>	事後	
令和6年11月22日	Ⅳ 11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	<p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>十分である</p> <p>アクセス権限のある職員のみアクセスできるように制御されている。また、アクセス権限について人事異動等があった際は、県と連携をとりすみやかに権限の発効・失効をおこなっている。</p>	事後	
令和7年6月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第1項、別表第一 第59項</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」第46条</p>	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第1項、第19条第8号、別表第85の項</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」第2条の表115の項、第117条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条8号、別表第二の82の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条8号、別表第二の83の項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第1項、第19条第8号、別表第85の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」第2条の表115の項、第117条	事後	
令和7年6月3日	II しきい値判断項目 1. 対象者数	令和6年11月22日時点	令和7年6月3日時点	事後	
令和7年6月3日	II しきい値判断小目 2. 取扱者数	令和6年11月22日時点	令和7年6月3日時点	事後	
令和7年6月3日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である アクセス権限のある職員のみアクセスできるように制御されている。また、アクセス権限について人事異動等があった際は、県と連携をとりすみやかに権限の発効・失効をおこなっている。	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である アクセス権限のある職員のみアクセスできるように制御されている。また、アクセス権限について人事異動等があった際は、広域連合と連携をとりすみやかに権限の発効・失効をおこなっている。	事後	
令和8年10月9日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138	行政経営部行政経営課総務係 0289-63-2138	事後	
令和8年10月9日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和7年6月3日時点	令和8年7月31日 時点	事後	
令和8年10月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年6月3日時点	令和8年7月31日 時点	事後	